

令和 6 年 生活保護法等の改正について（居住支援関係）

令和 6 年 6 月 26 日

厚生労働省 社会・援護局保護課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

今回の改正内容

1. 子どもの貧困への対応

- ① 高卒就職者等への新生活立ち上げ費用の支給
【施行済】
- ② 生活保護受給中の子育て世帯へのアウトリーチ事業
の任意法定化 【令和6年10月1日施行】

2. 被保護者に対する自立支援の強化等

3・4ページ

- ① 被保護者就労準備支援事業・被保護者家計改善支援
事業・被保護者地域居住支援事業の任意法定化
【令和7年4月1日施行】
- ② 生活保護受給者が生活困窮者向けの就労準備支援事
業・家計改善支援事業・居住支援事業を利用できる
一体実施の仕組みの創設 【令和7年4月1日施行】
- ③ 就労自立給付金の算定方法の見直し
【令和6年10月1日施行】

3. 被保護者の支援に関係する機関等の連携強化等

5ページ

- ① 関係機関との支援調整等を行う会議体の設置規定
（任意）の創設 【令和7年4月1日施行】

4. 医療扶助の適正実施等

- ① 医療扶助等にかかる都道府県による市町村支援の仕
組み（努力義務）の創設 【令和7年4月1日施行】

5. 保護の実施機関についての特例

- ① 居住地特例の対象範囲を特定施設入所者全体に拡大
【令和7年4月1日施行】

6. 社会福祉住居施設の適正な運営を図るための規定の整備等

6ページ

- ① 無料低額宿泊所の事前届出義務違反に対する罰則の創
設 【令和7年4月1日施行】
- ② 無届の疑いがある無料低額宿泊所を発見した場合の市
町村から都道府県への通知（努力義務）の創設
【令和7年4月1日施行】

7. 救護施設等の機能強化等

- ① 救護施設等における通所事業の拡充、就労機能の強化等
【施行済】
- ② 救護施設等における個別支援計画策定の義務化
【令和6年10月1日施行】

8. 居住サポート住宅における住宅扶助の代理納付原則化

8ページ

- ① （住宅セーフティネット法）居住サポート住宅におけ
る代理納付の原則化【公布の日（令和6年6月5日）から起
算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日施行】

2. 被保護者に対する自立支援の強化等

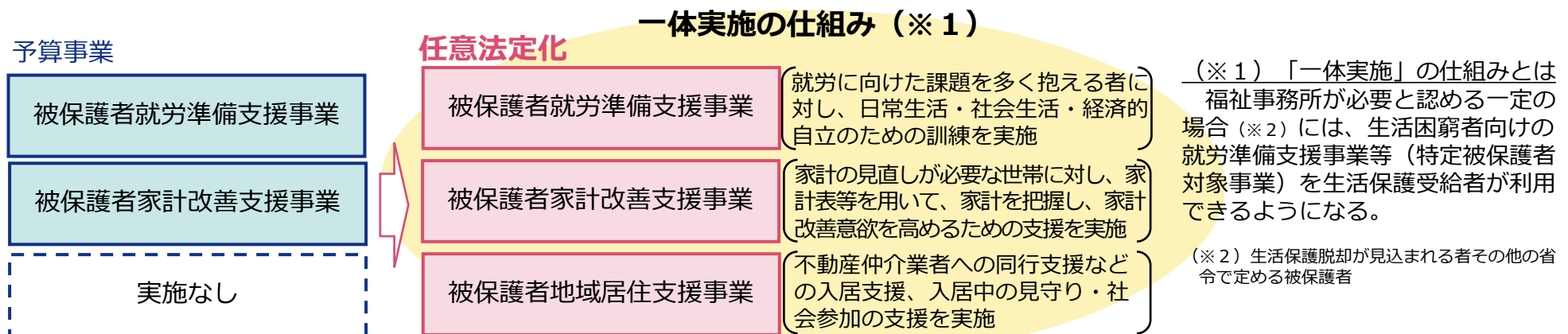
①②被保護者就労準備支援事業等3事業の任意法定化と一体実施

令和7年4月1日施行

改正の趣旨・効果

- 生活保護受給者向けの就労準備支援事業、家計改善支援事業、地域居住支援事業を任意法定化するとともに、生活困窮者向けの就労準備支援事業、家計改善支援事業、地域居住支援事業（特定被保護者対象事業）を、福祉事務所の関与のもと、生活保護受給者も利用することができることとする。
- ✓ 生活保護受給者向けの3つの事業を法定化することで、多くの生活保護受給者が支援を受けられるようになる。
- ✓ 生活保護制度と生活困窮者自立支援制度の一方から他方へ移行する者の支援の一貫性・継続性が確保できる。
- ✓ 事業の対象者の拡大により事業の利用者数の増加が見込め、地域資源を有効活用することができるとともに、多様な利用者の支援を行うことによりノウハウが蓄積できることで、支援の質が向上する。
- ✓ 生活保護制度と生活困窮者自立支援制度の両方の事業を受託している事業者の事務負担が軽減されるとともに、自治体全体としても業務量を軽減しつつ支援を充実させることができる。

改正への対応イメージ



※「一体実施」の仕組みの詳細は、次ページを参照ください。

1 (2) 多様な相談者層への対応強化

④ 生活保護受給者が生活困窮者向けの就労準備支援事業等を利用できる一体実施の仕組みの創設

《参考》

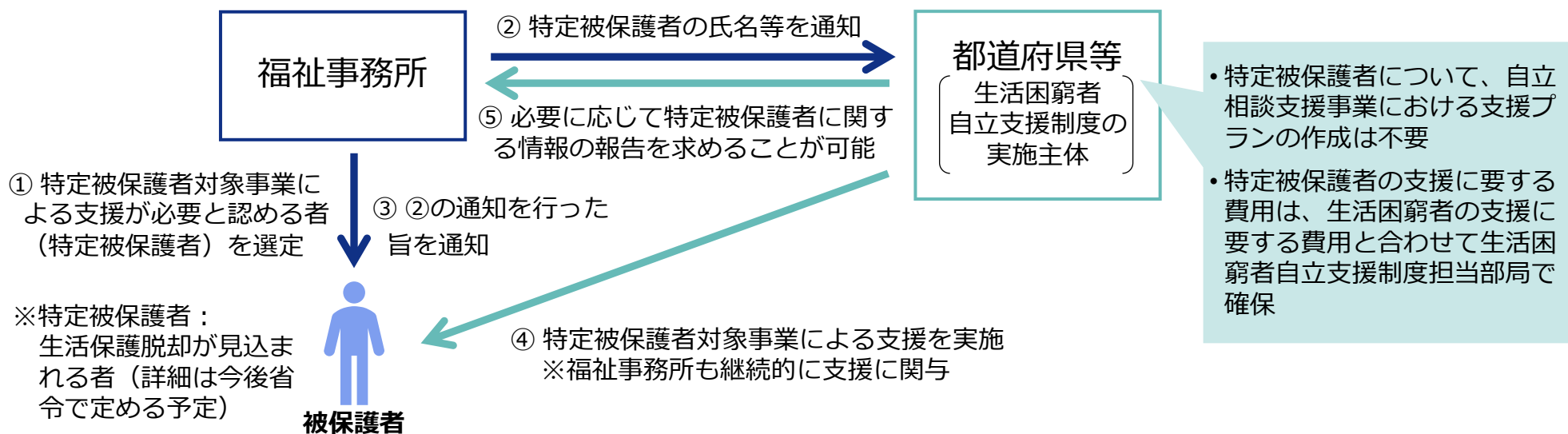
「令和6年生活困窮者自立支援法等改正への対応ガイド～令和7年4月に向けた4つの対応ポイント～」16ページより

改正の趣旨・効果

令和7年4月1日施行

- 就労準備支援事業・家計改善支援事業・地域居住支援事業（特定被保護者対象事業）について、新たに「特定被保護者」を事業の対象とし、生活困窮者と同様に支援を行うことができることとする。
- ✓ 生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の一方から他方へ移行する者の支援の一貫性・継続性が確保できる。
- ✓ 事業の対象者の拡大により利用者数の増加が見込め、地域資源を有効活用できる、また、多様な利用者の支援を行うことでノウハウが蓄積され、生活困窮者への支援の質が向上する。
- ✓ 生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の両方の事業を受託している事業者の事務負担が軽減されるとともに、自治体全体としても業務量を軽減しつつ支援を充実させることができる。

改正への対応イメージ



3. 被保護者の支援に関係する機関等の連携強化等

①関係機関との支援調整等を行う会議体の設置規定（任意）の創設

令和7年4月1日施行

改正の趣旨・効果

- 多様で複雑な課題を有する生活保護受給者に関し、地域の関係機関が連携し情報を共有しつつ、今後の支援の方針や役割分担の決定、見えてきた地域課題等を把握するため、福祉事務所は、任意で「調整会議」を設置できることとする。
- ✓ ケースワーカーが幅広い関係機関と連携し支援の方針について議論することで、支援の幅が広がるなど、生活保護受給者に対してより良い支援を行うことができる。
- ✓ 当該会議の構成員に対して守秘義務を設けることにより、適切な情報共有と支援が可能となる。

改正への対応イメージ

会議で取り扱うケース例

- うつ状態の母と発達障害を持つ子の母子世帯で、母子ともに精神的に不安定な状態が多く、福祉事務所単独での対応には限界があり、母への支援と子どもの支援で、病院、役所の子ども担当課、学校、相談支援事業所などの様々な機関による支援が必要なケース など

主な協議内容

- 地域の生活保護受給者の個別ニーズ等の情報共有
- 福祉事務所と関係機関との間で、個別ケースに対する支援方針や役割分担の決定
- 地域の生活保護受給者が多く抱えている課題の共有や、それに対応する社会資源の把握、活用策の検討 など



法に基づく守秘義務あり

構成員の例：

社会福祉協議会
地域包括支援センター
福祉・就労・住宅等の関係機関職員
教育委員会・学校関係者
民生・児童委員
NPO等の民間団体
救護施設等の関係者 など

類似の他法に基づく会議体との合同開催可

- ※ 対象者等が類似し、議論する地域課題にも共通性が高い、支援会議（生活困窮者自立支援法又は社会福祉法）との相互連携の努力義務あり。
- ※ 今後、調整会議の運営方法等について、ガイドラインを策定予定。

6. 社会福祉住居施設の適正な運営を図るための規定の整備等

①② 無料低額宿泊所の事前届出義務違反に対する罰則の創設等

令和7年4月1日施行

改正の趣旨・効果

- ✓ 無料低額宿泊所の事前届出の実効性が確保されることで、利用者の保護や事業運営の更なる適正化が図られる。

1. これまでの無料低額宿泊所に関する規制強化等

○ 社会福祉法を改正し、法令上の規制を強化（H30法改正）

- (1) 無料低額宿泊所について、新たに事前届出制を導入
- (2) 従来ガイドライン（通知）で定めていた設備・運営に関する基準について、法定の最低基準を創設＜令和元年8月省令公布＞
- (3) 最低基準を満たさない施設に対する改善命令の創設

○ 面積に応じた住宅扶助の減額措置

住宅扶助については、その支給額が住宅の質に見合ったものになるよう、床面積が一定以下の場合については、その床面積に応じて上限額を減額する措置を実施。（無料低額宿泊所以外の住居を含む。）

2. R6改正法による更なる規制強化

！ 改正ポイント

① 届出義務違反の無料低額宿泊所への罰則の創設

〔30万円以下の罰金〕

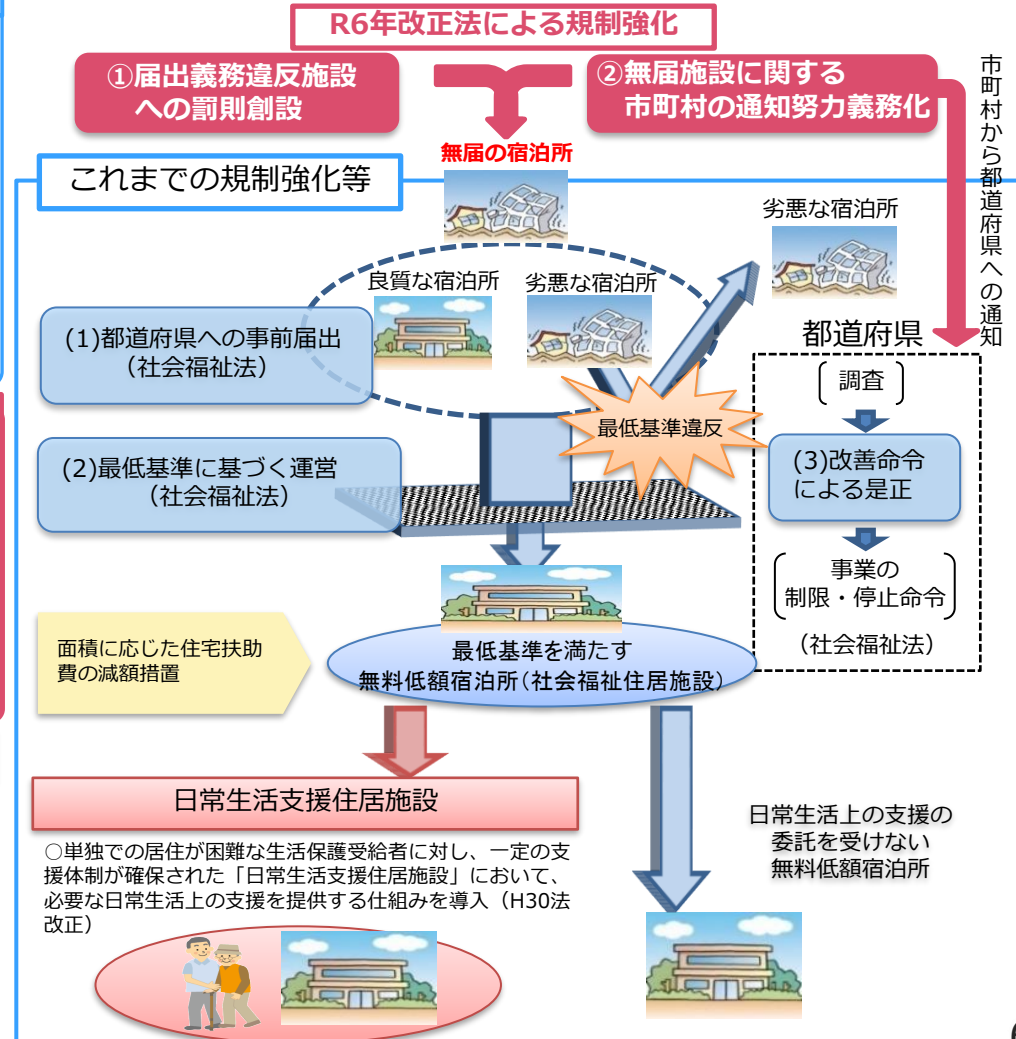
② 無届の疑いがある施設を発見した場合の、市町村から都道府県への通知の努力義務化

〔アンケート調査（R4）によると、8.9%の自治体が「無届け施設あり」と回答〕

参考：無料低額宿泊所の最低基準（運営基準の例）

- ① 入居者から受領できる食事の提供に要する費用や居室使用料等の費用を限定し、サービス内容や利用料等を定めた運営規程を整備して、都道府県等に届出を行うこと。
- ② 入居申込者に、サービス内容や費用等の説明を行い、利用契約を文書により締結すること。
- ③ 金銭管理は入居者本人が行うことを原則とし、本人の希望に基づき施設が金銭管理を行う場合は、個別の契約締結等を適正に実施すること。

改正への対応イメージ



いわゆる「貧困ビジネス」への対応（要保護者の居住の安定の支援等への対応について）

- 生活保護受給者が多く入居している無料低額宿泊所については、平成30年の社会福祉法の改正で、いわゆる貧困ビジネス対策として、事前届出制や最低基準の導入、改善命令の創設等の規制強化が行われた。これにより、都道府県等から事業者に対して届出の勧奨を行うなど、必要な指導を行うことで、適切な事業運営が図られてきている。
さらに、今回の法改正においては、事前届出の実効性の確保を図るため、無届けの疑いがある施設に係る市町村から都道府県への通知の努力義務の規定を設けるとともに、届出義務違反への罰則を創設した。 → 6ページを参照
- また、福祉事務所は、生活保護受給者への定期的な訪問活動等により、その生活実態の把握や居住環境の確認に努めているが、その際、無料低額宿泊所以外の住居も含めて、① 住環境が著しく劣悪な状態にある、② 居室の提供以外のサービスの利用（※）を強要するなどの不当な行為があるなど、転居が適当と確認した場合には、適切な居住場所への転居を促すといった必要な支援を行うこととしている。こうした対応が福祉事務所において適切に行われるよう、以下のとおり令和5年9月に自治体あてに通知を行うとともに、令和6年4月にも、必要な対応について改めて自治体に通知を行い、周知徹底を図っている。（※）キャッシュカードの預かりなど

趣旨

令和5年
9月20日
事務連絡

- 困窮者支援を掲げる団体が、郊外のアパートを住まいとして紹介した上で生活保護の申請を促し、特定のアパートを生活保護受給者の入居を通じて満室にした上で、そのアパートを投資物件として転売するビジネスが行われているとの報道があった。
- 保護の実施機関において、訪問活動等によって生活実態の把握等に努め、必要な助言等の対応を実施。

令和6年
4月25日
事務連絡

- 要保護者の生活状況の把握及び居住の安定の支援等の対応について、令和5年9月20日事務連絡等における対応の留意事項を整理し、改めて適切な対応を要請するとともに、事例の把握についても対応を進める。

対応内容

- 当該報道と同様の案件と見込まれる事案を把握した場合は、保護の実施機関において、生活実態の把握及び居住環境の確認に努め、居室の提供以外のサービス利用の強要など不当な行為が認められる場合等の必要な助言や、転居が適当であると確認した場合に適切な居住場所への転居を促すなどの、適切な対応を行うこと
- 被保護者が入居する住居等において、無料低額宿泊所に該当する施設を把握した場合には、届出を勧奨するとともに、保護の実施機関は速やかに都道府県等に報告することについて、周知徹底を図った。
※ さらに、上記の対応内容については、令和6年3月に別冊問答集に盛り込み、改めて自治体に周知徹底を図った。

- 要保護者に入居可能な個別物件・施設を情報提供する場合には、当該物件・施設の内容や契約内容等を必要な範囲で適切に把握し、入居によって要保護者の自立を阻害する状況にならないか等、必要な検討を行い対応すること
- 保護費（生活扶助等）の支払いは、原則として、生活保護受給世帯の世帯主又はこれに準ずる者に対して行う必要があること
- 無料低額宿泊所に該当する事業について都道府県等に報告するとともに、無料低額宿泊所に入居している被保護者への保護費の支払いについて適切に行うこと
- 保護の実施機関等が、入居によって要保護者の自立を阻害する状況にある物件や施設に該当する事例を把握した場合には、速やかに都道府県に報告するとともに、報告を受けた都道府県は、注意喚起の観点から管内実施機関に適宜情報共有すること、厚生労働省もその事例等の報告を受けることについて、周知徹底を図った。

8. 居住サポート住宅における住宅扶助の代理納付原則化

①（住宅セーフティネット法）居住サポート住宅における代理納付の原則化

住宅セーフティネット法等改正法公布の日（令和6年6月5日）から
1年6月を超えない範囲で政令で定める日施行

改正の趣旨・効果

- ・ 居住支援法人等が、要配慮者のニーズに応じて、安否確認、見守り、適切な福祉サービスへのつなぎを行う住宅（居住サポート住宅）に生活保護受給者が入居する場合、住宅扶助費等について代理納付を原則化する。
- ✓ 家賃等の支払いに係る賃貸人の不安軽減により「居住サポート住宅」の提供が増加することで、生活保護受給者の安心な住まいの確保が促進される。
- ✓ 家賃等の支払いが確実に履行されることによって、生活保護受給者の居住の安定が図られる。

改正への対応イメージ

改正後の住宅セーフティネット法第53条第1項に基づき賃貸人等が住宅扶助等の代理納付を希望する旨を保護の実施機関に通知したとき、保護の実施機関は同条第2項に基づき代理納付を行う。

（参考）生活保護法第37条の2に規定する保護の方法の特例（住宅扶助の代理納付）に係る留意事項について（平成18年3月31日保護課長通知）の一部改正について

- 住宅扶助費等の代理納付は、生活保護受給者、家主ともに事務負担の軽減につながるとともに、家賃等の支払いへの家主の不安を軽減し住宅提供を促進することや、家賃等の支払いが確実に履行されることによって、生活保護受給者の居住の安定や居住先確保が図られる。
- 上記を踏まえ、近日中に、家賃等の滞納や公営住宅や登録住宅に入居する場合に限らず、住宅扶助及び共益費については、原則、代理納付を適用する旨を通知でお示しする予定。（無料低額宿泊所のうち、日常生活支援住居施設についても代理納付を原則化し、日常生活支援住居施設以外の無料低額宿泊所については、引き続き、個別に検討していただく予定。）

※ 口座振替により住宅扶助の目的が達せられる場合や家主が希望しない場合、住宅扶助費が満額支給されない場合等は、代理納付を適用しない取扱いとして差し支えない。

また、不適切なサービス提供を家主やその関係事業者が行っているおそれがある場合は、代理納付を適用しない取扱いとされたい。

代理納付の実施にあたっては、被保護者の同意及び委任状等は要しないものであるが、被保護者に代理納付の実施やその趣旨について説明し理解を得ることに努めるようご留意願いたい。

ご清聴ありがとうございました